

階層区分	世帯の定義		保育料(月額:円)			
			保育標準時間		保育短時間	
			3歳未満児		3歳未満児	
			1人目	2人目	1人目	2人目
第1	生活保護世帯等		0	0	0	0
第2	ア 市町村民税が非課税の世帯		0	0	0	0
	イ アに該当する世帯のうちひとり親世帯等(※)		0	0	0	0
第3	ア 市町村民税の額が均等割の額のみ世帯		9,000	4,500	8,800	4,400
	イ アに該当する世帯のうちひとり親世帯等		5,000	0	4,900	0
第4	ア	48,600円未満	12,000	6,000	11,700	5,850
	イ	アに該当する世帯のうちひとり親世帯等	6,000	0	5,800	0
第5	ア	48,600円以上 62,000円未満	18,000	9,000	17,600	8,800
	イ	アに該当する世帯のうちひとり親世帯等	6,000	0	5,800	0
第6	ア	62,000円以上 77,101円未満	26,000	13,000	25,500	12,750
	イ	アに該当する世帯のうちひとり親世帯等	6,000	0	5,800	0
	ウ	77,101円以上 97,000円未満	26,000	13,000	25,500	12,750
第7		97,000円以上 136,000円未満	36,000	18,000	35,300	17,650
第8		136,000円以上 169,000円未満	41,000	20,500	40,300	20,150
第9		169,000円以上 301,000円未満	53,000	26,500	52,000	26,000
第10		301,000円以上 397,000円未満	55,000	27,500	54,000	27,000
第11		397,000円以上	57,000	28,500	55,900	27,950

※ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯、同世帯に障害をお持ちの方がいる世帯をいいます。

< 3~5歳児について >

- ・国の制度により、3歳児クラス以上のお子様の保育料は無料です。

< 多子世帯への軽減措置 >

- ・2人目：半額

※第1～第8階層まで：同居の兄弟を上から順に1人目，2人目と数えます。

第9～第11階層まで：小学校就学前の兄弟を上から順に1人目，2人目と数えます。

《例》家族構成：父，母，小学生，2歳児

第8階層 20,500円（半額） 第9階層 53,000円（満額）

- ・3人目以降：無料

※階層にかかわらず，無料です。

階層区分により，2人目のきょうだいの数え方が異なります。

